

税分科会

- 7 事業 -

事務事業調査(28)

事務事業名		個人住民税課税事務											税分科会		
事業概要		地方税法に基づき、個人に対し個人住民税を課税する。													
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	均等割	3,000円											3,000円		
	所得割	6% (標準税率)											6% (標準税率)		
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> 均等割及び所得割共に差異はない。 													
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)			川越市(334千人)			横須賀市(421千人)			岡崎市(368千人)		姫路市(535千人)		
	均等割	3,000円													
	所得割	6% (標準税率)													
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 合併による影響はない。 													
	課題														
	財政面への影響														
	対応策														

事務事業調書 (29 30)

事務事業名		法人住民税課税事務 (均等割・法人税割)														税分科会			
事業概要		地方税法に基づき、法人に対し法人市民税を課税する。																	
事業比較	区分	小田原市 南足柄市 開成町			中井町		大井町		松田町 箱根町 湯河原町		山北町 真鶴町		例示1		例示2		例示3		
	均等割	5万円～300万円 (資本金、従業員数により9段階)										5万円～300万円 (資本金、従業員数により9段階)							
	法人税割	資本金等の額	税率	資本金等の額	税率	資本金等の額	税率	資本金等の額	税率	資本金等の額	税率	資本金等の額	税率	資本金等の額	税率	資本金等の額	税率		
		10億円 資本金等の額	14.70%	5億円 資本金等の額	14.70%	10億円 資本金等の額	13.50%	一律	12.30%	一律	12.30%	10億円 資本金等の額	14.70%	5億円 資本金等の額 <10億円	13.50%	資本金等の額 <5億円	12.30%		
		5億円 資本金等の額 <10億円	13.50%			5億円 資本金等の額 <10億円	12.80%					資本金等の額 <10億円	12.30%						
資本金等の額 <5億円		12.30%	1億円 資本金等の額 <5億円	13.50%	資本金等の額 <5億円	12.30%	資本金・出資金を 有しない法人					12.30%	資本金・出資金を 有しない法人	12.30%	資本金・出資金を 有しない法人			12.30%	資本金・出資金を 有しない法人
資本金・出資金を 有しない法人	資本金・出資金を 有しない法人		12.30%	資本金・出資金を 有しない法人	12.30%		資本金・出資金を 有しない法人						12.30%						
現状の分析	・ 法人税割の税率に差異がある。																		
類似中核市の サービス水準	都市名(人口)	宇都宮市 (504千人)			川越市 (334千人)		横須賀市 (421千人)		岡崎市 (368千人)		姫路市 (535千人)								
	均等割	6万円～300万円 (資本金、従業員数により9段階)			5万円～300万円 (資本金、従業員数により9段階)														
	法人税割 資本金等の額	一律 14.7%			14.7% Aが1億円以下で、法人税額 年400万円以下は12.3%		50億円 < A	14.7%	一律 12.3%		1億円 < A								
		10億円 < A		50億円	13.9%	1億円 A 資本又は出資を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社を除く。)		法人税割の課税標準である 法人税額が年600万円を超えるもの			14.7%								
5億円 < A		10億円	13.1%	法人でない社団又は財団で 代表者又は管理人の定めのあるもの		法人税割の課税標準である 法人税額が年600万円以下のもの					12.3%								
対応策																			
合併を 想定した 場合	メリット	・ 税率の設定次第では、増収が見込まれる。																	
	課題	・ 不均一課税は分割法人の取扱いを複雑にするため、税率を統一する必要がある。 ・ 負担が増える法人の理解が得られるか。																	
	財政面への影響	均等割	・ 分割法人の場合には、合併により課税団体が1団体に集約されるため、ほとんどの法人が減税になる。 ・ 合併後の主な分割法人で税収を見積もると25,340千円以上の減税となる。(内訳 小田原市:4,770千円、南足柄市:7,620千円、中井町:2,160千円、大井町:1,640千円、松田町:3,690千円、開成町:4,640千円、山北町:1,640千円、箱根町:4,210千円、真鶴町:1,640千円、湯河原町:2,870千円) 便宜上、従業者数の増加に伴う均等割の増額はすべて小田原市分として計上した。																
法人税割	・ 例示2で課税した場合、127,799千円以上の増税となる。																		

事務事業調書(31)

事務事業名		固定資産税課税事務							税分科会						
事業概要		地方税法等に基づき、固定資産の所有者に対し課税する。													
事業比較	区分	小田原市	南足柄市 箱根町	中井町 大井町 松田町 開成町 山北町 湯河原町	真鶴町	/			例示 1	例示 2	例示 3				
	固定資産税(税率)	1.4%							1.4%						
	納期限	第 1 期	5 月末日						4 月末日		5 月末日				
		第 2 期	7 月末日							7 月末日					
		第 3 期	11 月末日	9 月末日	12 月 25 日				12 月 25 日	11 月末日					
第 4 期		2 月末日	1 月 4 日	2 月末日			2 月末日	2 月末日							
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の納期は 4 月、7 月、12 月、2 月と法定されている。ただし、市町村に特別な事情がある場合には、これと異なる納期を定めることができるとされている(地方税法第 362 条第 1 項)。 公益上その他の事由により必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる(地方税法第 6 条第 2 項)。 													
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504 千人)	川越市(334 千人)	横須賀市(421 千人)	岡崎市(368 千人)	姫路市(535 千人)									
	固定資産税(税率)	1.4%													
	納期限	第 1 期	4 月末日	5 月末日	5 月末日	4 月末日	5 月末日								
		第 2 期	7 月末日	7 月末日	7 月末日	7 月末日	7 月末日								
		第 3 期	12 月末日	11 月末日	1 月 4 日	12 月 27 日	9 月末日								
第 4 期		2 月末日	2 月末日	2 月末日	2 月末日	12 月末日									
合併を想定した場合	メリット	市街化区域内の農地課税が宅地並み課税になることにより、増収となる。													
	課題	合併により 3 大都市圏の特定市となるため、市街化区域内の農地については生産緑地の指定を受けない場合、小田原市及び南足柄市と同様に宅地化農地として宅地並みに課税されることが予測される。													
	財政面への影響	市街化区域内の農地が全て宅地化農地となった場合、303,294 千円の増税となる。(内訳 中井町: 0 千円、大井町: 399 千円、松田町: 1,321 千円、山北町: 125,314 千円、開成町: 65,826 千円、箱根町: 36,503 千円、真鶴町: 24,000 千円、湯河原町: 49,931 千円)													
	対応策	不均一課税の適用について検討する。													

事務事業調書(32)

事務事業名		軽自動車税賦課事務						税分科会		
事業概要		地方税法等に基づき、軽自動車の所有者に対し課税する。								
事業比較	区分	小田原市 中井町 大井町 松田町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町	南足柄市	山北町	/			例示 1	例示 2	例示 3
	原動機付自転車 (50cc 以下)	1,000 円						1,000 円		
	軽 4 輪乗用(自家用)	7,200 円						7,200 円		
	軽 4 輪貨物(自家用)	4,000 円						4,000 円		
	小型特殊 農耕作業 用	1,600 円	1,000 円	1,200 円				1,000 円	1,600 円	1,200 円
	その他	4,700 円						4,700 円		
現状の分析		・小型特殊自動車のうち農耕作業用を除き、各市町とも課税額は同一である。								
類似中核市の サービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504 千人)	川越市(334 千人)	横須賀市(421 千人)	岡崎市(368 千人)	姫路市(535 千人)				
	原動機付自転車 (50cc 以下)	1,000 円								
	軽 4 輪乗用(自家用)	7,200 円								
	軽 4 輪貨物(自家用)	4,000 円								
	小型特殊 農耕作業 用	1,600 円								
	その他	4,700 円								
合併を想定した 場合	メリット	・合併による影響はほとんどない。								
	課題	・小型特殊(農耕作業用)の税率が異なる 2 市町と調整を図る必要がある。								
	財政面への 影響	・課税台数が少ないので、影響はほとんどない。								
	対応策	・税率が異なっている部分については、課税客体が多い市町の税率に合わせる方向で検討を行う。								

事務事業調書(33)

事務事業名		入湯税課税事務													税分科会
事業概要		地方税法に基づき、鉱泉浴場の入湯行為に課税する。													
事業比較	区分	小田原市	湯河原町	箱根町	南足柄市	大井町	山北町	松田町	開成町	中井町	真鶴町	例示1	例示2	例示3	
	税率 一人一日 につき	宿泊を伴うもの	150円	150円	150円	150円	150円	150円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	150円	150円	150円
		宿泊を伴わないもの	100円	100円	50円	非課税	80円	80円					非課税	100円	70円
現状の分析		・ 宿泊を伴わないものの税率が異なる。													
類似中核市の サービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)			川越市(334千人)			横須賀市(421千人)			岡崎市(368千人)		姫路市(535千人)		
	税率 一人一日 につき	宿泊を伴うもの	150円			150円			該当なし			150円		150円	
		宿泊を伴わないもの	50円			0円						50円		0円	
合併を 想定した 場合	メリット	・ 宿泊を伴わないものの税率を例示2、3の水準に設定した場合には増収が見込まれる。													
	課題	・ 入湯税は箱根町の税収の約10%を占める基幹税なので、宿泊を伴わないものを50円未満に設定することは現実的でない。													
	財政面への影響	・ 箱根町以外は宿泊を伴わないものの実績が少ないので、50円以上であればほとんど影響はない。													
	対応策	・ 不均一課税の適用について検討する。													

事務事業調書(34)

事務事業名		都市計画税課税事務							税分科会		
事業概要		地方税法等に基づき、市街化区域内等の土地建物に対し課税する。									
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	湯河原町	中井町 松田町 山北町 真鶴町	大井町 開成町 箱根町		例示1	例示2	例示3	
	都市計画税(税率)	0.2%	0.2%	0.25%	課税なし			0.2%	0.2%	0.22%	
	納期限	第1期	5月末日					5月末日			
		第2期	7月末日					7月末日			
		第3期	11月末日	9月末日	12月25日		12月25日	11月末日	11月末日		
第4期		2月末日	1月4日	2月末日		2月末日					
現状の分析	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画税の納期は4月、7月、12月、2月と法定されている。ただし、市町村に特別な事情がある場合には、これと異なる納期を定めることができるとされている(地方税法第362条第1項)。 課税できるにもかかわらず、課税していない団体が多数存在する。課税団体の税率も異なる。 										
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)	川越市(334千人)	横須賀市(421千人)	岡崎市(368千人)	姫路市(535千人)					
	都市計画税(税率)	0.25%	0.2%	0.3%							
	納期限	第1期	4月末日	5月末日	5月末日	4月末日	5月末日				
		第2期	7月末日	7月末日	7月末日	7月末日	7月末日				
		第3期	12月末日	11月末日	1月4日	12月27日	9月末日				
第4期		2月末日	2月末日	2月末日	2月末日	12月末日					
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 課税対象が増加することによる増収が見込まれる。 									
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 負担が増える住民の理解が得られるか。 合併により3大都市圏の特定市となるため、市街化区域内の農地については生産緑地の指定を受けない場合、小田原市及び南足柄市と同様に宅地化農地として宅地並みに課税されることが予測される。 目的税であることから、その用途を明確にするなど、課税の必要性について住民の理解を得る必要がある。 									
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> 合併後の税率を0.2%で課税した場合、1,262,446千円の増収となる。(内訳 中井町:147,769千円、大井町:202,806千円、松田町:69,300千円、山北町:84,029千円、開成町:163,627千円、箱根町:575,481千円、真鶴町:80,134千円、湯河原町:60,700千円) 更に宅地化農地に係る固定資産税の増高に伴い、65,942千円の増収となる。(内訳 中井町:777千円、大井町:57千円、松田町:188千円、山北町:17,902千円、開成町:18,807千円、箱根町:10,485千円、真鶴町:3,428千円、湯河原町:14,298千円) 									
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> 不均一課税の適用について検討する。 									